

## グループホーム補助金（施設借上費補助）について

### 1. グループホーム補助金の経過

#### （1）市の施設借上費補助制度について

- ・平成 10 年度、箕面市独自制度として、市内公営住宅 GH と民間住宅 GH との家賃差の解消を目的に制度を開始。
- ・平成 30 年度、市内 GH が全て民間住宅 GH となり制度当初の補助目的は解消したが、これまで補助を受けていた市内4事業者のGHについて補助を継続している。

※令和4年3月時点 補助対象のGH利用者 66人(GH利用者総数169人の39%)

#### （2）見直しの経過

<令和元年度>

- ・見直し内容を決定
  - ◆施設借上費補助は令和2年度末までとし令和3年度から3年の経過措置とした  
(大家への賃料差額助成と利用者個人への激変緩和措置)
  - ◆令和6年度以降、新たな整備促進策(スプリンクラー設備整備補助等)を制定することとした

<令和2年度>

- ・見直し延期決定(令和3年度は現行継続し、令和3年度に令和4年度以降の内容を検討)
- ・GH 利用者アンケートを実施
- ・GH 事業所アンケート(家賃額等に関する調査)、意見交換を実施
- ・GH 事業所との意見交換を実施

<令和3年度>

- ・GH 利用者及び事業所アンケートの結果報告・意見交換を実施
- ・見直し延期決定(令和4年度は現行継続し、令和4年度に令和5年度以降の内容を検討)
- ・GH 事業所アンケート(高齢化・重度化対応に関する調査)、意見交換を実施

#### （3）これまでの意見交換で出たご意見に対する市の考え

ご意見	市の考え
重度障害者は就労収入が得られず生活が厳しい。年金で生活できるようにしてほしい。	・収入が特に低いのは、重度障害者に限らず、無年金のかたや障害年金2級で就労されていないかた。障害年金の範囲で生活できるよう、GH入居者だけ家賃補助を行うのは、単身生活者との間で不公平となる。

車椅子利用の重度身体障害者は広い部屋が必要で、家賃が高くなる。	・市内GHは新しい物件は家賃が高いが、重度身体障害者を理由に広くて家賃が高いとは限らないため、重度身体障害者のみを対象に限定することは難しい。
GH利用者全員に家賃補助してほしい。	<ul style="list-style-type: none"> <li>・市補助対象外でも、市民税非課税の場合、月1万円の国の家賃補助が出ている。</li> <li>・GH利用者は毎年増加しており、新たにGH利用者全てに市補助を拡充することは財政的に難しい状況。</li> <li>・単身生活者との間で不公平となる。</li> </ul>

## 2. 見直し内容（案）

- 令和5年度中は現行制度を継続(予定)。
- 令和6年度からの経過措置開始に向けて、次の見直し内容を検討中である。

### (1) 施設整備費補助についての案

- ・施設借上費補助の見直しと同時に実施
- ・高齢化、重度化に対応できるGH整備のためスプリンクラー整備補助などを追加

### (2) 施設借上費補助についての案

- ・補助対象GHの現利用者は、補助金前提の家賃で生活を送っていることをふまえて 長期的な経過措置を実施（現行と同じく法人に対する補助として実施）



## ■経過措置の具体的な内容（案）

【例】 4人定員GH、利用者全員が箕面市が支給決定、GH法人による家賃負担なしの場合

ケース①	GH全体家賃額	200,000円/月		
	1人当たり	50,000円/月	うち 10,000円/月	国家賃補助(補足給付)
			うち 12,750円/月	市補助
			27,250円/月	利用者負担

ケース②	GH全体家賃額	120,000円/月		
	1人当たり	30,000円/月	うち 10,000円/月	国家賃補助(補足給付)
			うち 5,250円/月	市補助
			14,750円/月	利用者負担

●経過措置案（A） 対象者全員同じ金額で段階的に補助額を引き下げていく  
（GH家賃額によって経過措置期間が変わる）

例）毎年、一律 1,000 円／月ずつ引き下げ ※金額は一案であり未確定

	ケース①	ケース②	ケース①②共通
現行	12,750 円／月	5,250 円／月	（現行比）
1年目	11,750 円／月	4,250 円／月	-1,000 円／月
2年目	10,750 円／月	3,250 円／月	-2,000 円／月
↓	↓	↓	↓
5年目	7,750 円／月	250 円／月	-5,000 円／月
6年目	6,750 円／月	0 円／月	-6,000 円／月
↓	↓	↓	↓
10年目	2,750 円／月	0 円／月	-10,000 円／月
11年目	1,750 円／月	0 円／月	-11,000 円／月
12年目	750 円／月	0 円／月	-12,000 円／月

●経過措置案（B） 対象者全員同じ経過措置期間で段階的に補助額を引き下げていく  
（GH家賃額によって毎年引き下げる金額が変わる）

例）経過措置期間 14 年間 ※期間は一案であり未確定  
（毎年 現行補助額 × 1/15 ずつ引き下げ）

	ケース①		ケース②	
現行	12,750 円／月	（現行比）	5,250 円／月	（現行比）
1年目	11,900 円／月	- 850 円／月	4,900 円／月	-350 円／月
2年目	11,050 円／月	-1,700 円／月	4,550 円／月	-700 円／月
↓	↓	↓	↓	↓
14年目	850 円／月	-11,900 円／月	350 円／月	-4,900 円／月
15年目	0 円／月	-12,750 円／月	0 円／月	-5,250 円／月